

[事案 30-260] 災害入院給付金支払請求

・令和元年7月26日 裁定終了

<事案の概要>

けがによる両側下肢知覚麻痺等により入院し、給付金を請求したところ、約款に定める「入院」に該当しないとして支払われなかったことを不服として、災害入院給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

本入院の原因となったけがにより、別病院では腓骨神経麻痺であると診断されており、また、他保険会社からは給付金が支払われていることから、平成25年5月に契約した医療保険にもとづき、災害入院給付金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

診断書等からはADL（日常生活動作）の制限は特になく、入院中の治療内容も通院で可能であったこと等から、本入院は約款上の「入院」に該当しないため、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。また、医学的判断の参考とするため、独自に第三者の専門医の意見を求めた。なお、申立人が希望しなかったため、事情聴取は行わなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、別病院の診断内容に係らず、本入院は、入院時および入院中の申立人の状況および治療内容に照らし、常に医師の管理下において治療に専念することが必要であったものとは認められないことから、約款上の「入院」とは認められず、他社契約における給付金の支払判断は本契約に関する給付金の支払判断を左右するものではなく、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。